

報告事項 No.2

孤独死対応について（孤独・孤立対策）

1 孤独死の定義

孤独死とは、急な疾病の憎悪などで亡くなる際に誰にも看取られずに亡くなることをいいます。また、孤立死は、家族や友人、近隣との付き合いが無くなり、社会から孤立した状態で誰にも看取られずに亡くなることをいいます。

2 身寄りがない方が亡くなった場合の対応

(1) 住所、氏名等が明らかで葬祭執行者がいない場合

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死亡地の市町村が埋葬、火葬を行います。費用は市町村が一負担し、後日、茨城県より実費相当が支給されます。

(2) 住所、氏名等が不明確な場合

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、死亡地の市町村が埋葬、火葬を行います。費用は市町村が一負担し、後日、茨城県より実費相当が支給されます。

3 守谷市の状況

(1) 令和3年度実績

葬祭執行件数	2件
対応区分	住所、氏名等が明らかで葬祭執行者がいない場合
死亡者	単身男性2名（60歳代1名、70歳代1名）
葬祭後の対応	1名は親族がいたものの遺骨等受け取り拒否。1名は親族がいないが近隣住民が対象者の墓に納骨。

(2) 令和4年度の経過

葬祭執行件数	1件
対応区分	住所、氏名等が明らかで葬祭執行者がいない場合
死亡者	単身男性1名（60歳代）
葬祭後の対応	親族がいたものの対応を検討中。

4 孤独・孤立対策

(1) 現状の対応

① 高齢者への対応

- ・緊急通報システムによる緊急時への対応、愛の定期便による定期的な安否確認
- ・地域包括支援センターによる80歳以上のひとり暮らし若しくは80歳以上のみの世帯への訪問

② 見守り等

- ・民生委員への高齢者名簿の閲覧による支援の依頼

- ・地域（自治会。町内会等）へ避難行動要支援者名簿を提供することによる平常時の見守りの依頼
- ・救急キットの配布による地域包括支援センター、民生委員の安否確認

(2) 課題

- ・孤独孤立の定義が困難
- ・孤独孤立者の状況把握が困難

(3) 今後の対応

地域における見守り支援を進めるため、地域福祉活動計画における各地区の活動に基づき関わりを推進していきます。